

平成 21 年 12 月 8 日

各 位

ジェーピーエヌ債権回収株式会社
代表取締役社長 倉光 彰

法務省による業務改善命令に関するお知らせ

平成 21 年 12 月 8 日、法務省より債権管理回収業に関する特別措置法第 23 条の規定に基づく業務改善命令を受けました。

この度は、お客様をはじめ関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をお掛けすることとなり誠に申し訳なく、心よりお詫び申し上げます。

弊社は今回の業務改善命令の内容を真摯に重く受け止め、速やかに改善に着手すると共に、内部統制及び法令遵守態勢の強化に向け、全社一丸となりまして再発防止に向け努めて参る所存でございます。

今後とも、ご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

1. 業務改善命令の内容について

法務省による業務改善命令の内容は、以下のとおりでございます。

- ① 内部統制の充実・強化を図ること。
- ② 法令遵守体制を構築すること。
- ③ 上記①②に関する改善計画を平成 22 年 1 月 7 日までに提出し、以後、計画の実施完了までの間、実施状況を 3 ヶ月ごとに報告すること。

2. 内部統制の強化及び業務改善策について

業務改善命令に対する改善策については、以下の内容にて具体的な改善計画を直ちに策定し、実行いたします。

- ① 内部統制の充実・強化に取り組む姿勢を社内において明確にします。
- ② 業務に係る社内規則を（マニュアルの再整備を含め）再度見直し、またこの見直された規則を社員全員が日々着実に実行することを確保するための組織体制を構築します。
- ③ 業務の遂行に当たっては、絶えざる相互牽制が働くよう役職員の権限と責任を改めて明確化し、牽制が確保されるための組織体制といたします。
- ④ 過誤事例、不備事例が発生した場合は、その要因を徹底的に分析し、再発防止策を策定いたします。
- ⑤ 上記の体制を実効あるものとするため、内部監査態勢を強化し、過誤、不備をはじめとする不適切な業務に対し、徹底的な点検を行います。

以上